農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第４回農業委員会総会議事録

令和８年10月28日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	8	荒田由紀野	委員
	9	柳原　悟	委員

第４回農業委員会総会議事録

1.開催年月日　　令和８年10月28日　午後１時30分～午後３時

2.開催場所　　佐呂間町町民センター　第３研修室

3.議長の職氏名　　佐呂間町農業委員会会長　　青野　英一郎
4.書記の職氏名　　佐呂間町農業委員会事務局長　海辺　雅裕
　　佐呂間町農業委員会事務局次長　本田　利明
　　佐呂間町農業委員会農地係　　石黒　亮雅

5.出席委員

番号	氏　名	番号	氏　名
1	石田　琢也	9	栁原　悟
3	渡部　洋		
4	山内　秀仁		
5	阿部　隆文	13	齊藤　隆幸
		14	平戸　光宏
8	荒田由紀野	16	青野　英一郎

6.欠席委員

番号	氏　名	番号	氏　名
2	田中　裕二	10	藤澤　公彦
6	齊藤　将平	11	田村　通啓
7	十亀　正	12	木村　博
		15	青野　誠

7.議事日程

議事録署名委員の指名

議　　案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議　　案第２号　農地中間管理事業の促進に関する法律第１９条第２項の規定による農地利用集積等促進計画案の決定について
議　　案第３号　現況証明願について
報告事項第１号　農地法第３条の３の規定による届出書の受理について
報告事項第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について

事務局長	只今から、第4回農業委員会総会を開催いたします。 出席委員は、16名中9名で、総会は成立しております。 議事録署名委員の指名を行います。
議長	署名委員は、8番荒田委員さん、9番栁原委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第１号　農地法第３条の３の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項第１号　農地法第３条の３の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第３条の３の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。 番号1 土地の所在が仁倉703番1外8筆、現況地目が畑で合計面積9,636㎡、届出者　富良野市　●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和5年12月23日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。 以上です。
議長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各委員	――――異議なし――――
議長	報告事項第１号は原案どおり報告済みといたします。
議長	報告事項第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局	報告事項第２号　農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第１８条第６項の規定による通知があったので、報告します。 番号1 土地の所在が大成202番1、現況地目が畑で面積16,853㎡、契約期間は平成28年7月28日から令和8年7月31日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和8年9月15日、通知者が賃貸人　●●●●さん、承継人●●●●さんと●●●●さん、賃借人　●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号2 土地の所在が中園279番1、現況地目が畑で面積9,650㎡、契約期間は令和5年6月30日から令和15年6月30日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和8年10月8日、通知者が賃貸人　●●●●さん、賃借人　●●●●さん。解約後は賃貸借です 番号3 土地の所在が中園279番3B、現況地目が畑で面積268㎡、契約期間は令和2年6月30日から令和12年6月30日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和8年10月8日、通知者が賃貸人　●●●●さん、賃借人　●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号4 土地の所在が中園111番1外2筆、現況地目が畑で合計面積46,553㎡、契約期間は平成28年11月30日から令和8年11月30日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和8年10月8日、通知者が賃貸人　●●●●さん、賃借人　●●●●さん。解約後は賃貸借です。

	以上です。
議　　長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
青野英委員	番号2と3を途中解約した理由は。
事　務　局	●●●●さんと●●●●さんとの間では今回提案している既存の契約が２本あり、追加で１本契約することになりましたので、３本を１本にまとめるためです。
議　　長	質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各　委　員	―――異議なし―――
議　　長	報告事項第２号は原案どおり報告済みといたします。
議　　長	次に、議案の審議に入ります。 議案第１号　農地中間管理事業の促進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事　務　局	議案第１号　農地中間管理事業の促進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について 農地中間管理事業の促進に関する法律第１９条第２項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、下記の農用地利用集積等促進計画について議決を求めます。 また、当該促進計画案に異存なき場合は、公益財団法人北海道農業公社へ同法第１８条１１項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請され認可された場合には、即日公告できることとします。 以後について、公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸借や売買になりますので、公益財団法人北海道農業公社に関する説明は省略させていただきます。 番号1.2. 利用権の設定等を受ける者が、大成　●●●●さん、利用権の設定等をする者が大成　●●●●さんと美幌町　●●●●さん。土地の所在が大成202番1、現況地目が畑で面積16,853㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和8年11月の公社での指定日から5年間、賃貸料は年額68,000円、10㌃当たり4,000円で、前回は5,000円です。あっせん会につきましては、令和8年9月15日から1回実施しております。図面で説明いたしますと（2ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、国道333号沿いの土地となります。 番号3.4. 利用権の設定等を受ける者が、仁倉　●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉　●●●●さん。土地の所在が仁倉712番1A、現況地目、畑で面積9,000㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和8年11月の公社での指定日から10年間、賃貸料は年額45,000円、10㌃当たり5,000円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和8年9月29日から1回実施しております。図面で説明いたしますと（3ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、道道留辺蘂浜佐呂間線沿いの土地となります。 番号5.6. 利用権の設定等を受ける者が、川西　●●●●さん、利用権の設定等をする者が川西　●●●●さん。土地の所在が川西227番1外1筆、現況地目が畑で合計面積7,172㎡です。 利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。

	所有権移転の時期は令和8年11月の公社での指定日で対価の支払期限は令和8年12月の公社での指定日、土地の引き渡し時期は令和8年11月の公社での指定日です。売買価格は、430,000円、10㌃当たり60,000円です。あっせん会につきましては、令和8年10月1日から2回実施しております。図面で説明いたしますと（4ページ）の土地です。 申請地につきましては、道道計呂地若佐線沿いの土地となります。 以上です。
議　　長	事務局から番号１から番号６までの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
齋藤隆委員	番号3.4の図面を確認すると建物に線がかかっているようです。
事務局長	古い航空写真によるもので、多少の誤差は生じます。次回から、注意したいと思います。
議　　長	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各　委　員	―――異議なし―――
議　　長	議案第１号の番号１から番号6は原案どおり決定いたします
議　　長	農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定によって●番、●●●●委員の退場を求めます。 暫時休憩します。 （●番　●●●●委員退場） 休憩前に引き続き総会を開きます。 議案第１号　農地中間管理事業の促進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事　務　局	番号7.8. 利用権の設定等を受ける者が、武士　●●●●さん、利用権の設定等をする者が中園　●●●●さん。土地の所在が中園279番1A外2筆、現況地目が畑で合計面積9,866㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和8年11月の公社での指定日から10年間、賃貸料は年額20,000円、10㌃当たり2,000円で、前回は2,500円と3,700円です。あっせん会につきましては、令和8年10月6日から1回実施しております。図面で説明いたしますと（5ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、国道333号沿いの土地となります。 以上です。
議　　長	事務局から番号7から番号8までの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
議　　長	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各　委　員	―――異議なし―――
議　　長	議案第１号の番号7から番号8は原案どおり決定いたします
議　　長	●●●●委員の入場を求めます。 暫時休憩します。 （●●●●番　●●●●委員入場） 休憩前に引き続き総会を開きます。

議　　長	議案第２号　農地中間管理事業の促進に関する法律第１９条第２項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について 次に番号 9 から事務局の説明を求めます。
事　務　局	番号 9.10. 利用権の設定等を受ける者が、若佐　●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市　●●●●さん。土地の所在が中園 111 番 1 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 46,553 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。利用権の期限は令和 8 年 11 月の公社での指定日から 10 年間、賃貸料は年額 209,000 円、10 ｱｰﾙ当たり 4,500 円で、前回は 4,600 円です。 あっせん会につきましては、令和 8 年 10 月 5 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（6 ページ）赤枠の土地です。 申請地につきましては、町道中園啓生 10 線道路沿いの土地となります。 以上です。
議　　長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各　委　員	―――異議なし―――
議　　長	議案第２号番号 9.10 は原案どおり決定いたします
議　　長	議案第３号　現況証明願について このことについて、事務局の説明を求めます。
事　務　局	議案第３号　現況証明願について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。 番号 1. 土地の所在が共立 281 番 6 外 2 筆、公簿地目が田と畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、合計面積 1,165 ㎡、所有者　●●●●さん、願出人 北見市　●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと、（7 ページ）の赤枠の土地です。申請地は、町道共立 51・53 号道路沿いの土地となります。 番号 2. 土地の所在が若里 698 番 2 外 1 筆、公簿地目が牧場、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は原野、合計面積 19,093 ㎡、所有者　●●●●さん、願出人 若里●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと、(8 ページ）の赤枠の土地です。申請地は、町道若里東 1・2 線道路から西側の土地となります。 以上です。
議　　長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
齋藤隆委員	現況証明が必要になった理由は
栁原委員	自分の代で土地を整理したいのと、地元の方に引き取ってもらいたいと希望があるが、現状の土地では農地として引き受け手がいないためです。
議　　長	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各　委　員	―――異議なし―――
議　　長	議案第３号は原案どおり決定いたします
議　　長	その他、各委員さんの方から何かありませんか。

各　委　員	―――ありません―――
議　　長	なければ第４回農業委員会総会を終ります。